

# 風邪様症状発症者が行うべき行動と復帰の流れ

発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚・嗅覚の異常など  
 コロナウイルス感染が否定できない症状がある時 >> 登校しない

研究室主宰者・指導教員から指示  
 または、自主的に

医療機関等の受診

非COVID-19  
 診断

回復すれば復帰  
 ※1

※1：インフルエンザなど  
 他の疾患がある場合は医師  
 の診断に基づいて対応する。

COVID-19  
 診断

保健所等の指示に従い療養  
 治癒後、診断書を部局に提出

COVID-19  
 診断未確定

発症後8日間が経過し、かつ、  
 無症状の期間が3日間経過する  
 まで自宅待機

健康観察表の提出

研究室主宰者・指導教員は「自宅待機終了判定通知書」を作成し、  
 「健康観察表」と合わせて学校医※2へ送付

学校医※2による自宅待機終了判定

※2：教職員については、  
 「学校医」を「産業医」に  
 読み替える。

また、職員の場合は「研  
 究室主宰者・指導教員」を  
 「上司」に読み替える。

自宅待機終了・復帰

医療機関等の受診  
 を基本とする。  
 >>日々、体調を  
 研究室主宰者・指  
 導教員へ連絡する  
 こと。